



青森県報

第千九百五十二号 平成十三年十一月二十八日(水曜日)

目次

規則

正誤 (事務局) 七

○青森県県営住宅規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 一

告示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) 二

○飼料の試験の結果の概要 (畜産課) 二

○保安林の指定解除予定 (林政課) 三

○保安林の指定解除 (同) 三

○公有水面埋立ての免許 (漁港漁場整備課) 四

(経理課) 五

公告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (美術館整備構想推進室) 五

○歯科技工士試験の施行 (健康医療課) 六

○土地改良区の定款変更の認可 (農村整備課) 六

○土地改良事業計画変更の認可 (同) 六

○県営土地改良事業計画変更の決定 (同) 六

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改

規則

○平成八年十月四日号外第七十号選挙管理委員会中 (選挙管理委員会事務局) 七

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

青森県規則第八十六号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表幸畠団地の項中「百五十二戸」を「百六十戸」に改め、同表小沢団地の項中「二百八戸」を「二百十一戸」に改める。

附則

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

印

示

青森県知事第六百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百一十一号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行つ者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年十一月一十八日

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	居宅サービスの種類 所在地又は住所	居宅サービス事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
バンドー・アバレン株式会社	弘前市大字西城 丁目六の三	グループホーム 前田・北・弘 城北二丁目六 の三	弘前市大字西 城北二丁目六	平成 三・一・四

社会福祉法人 十和田湖会	上北郡十和田湖 川町大字奥瀬字下 の九	痴呆共対生 ムラハコ	グループホー ム	上北郡十和田 湖町大字奥瀬 字下川町の
-----------------	---------------------------	---------------	-------------	---------------------------

青森県知事第六百四十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第二十五号）第十二条第一項の規定により平成十三年十月十日、十六日、二十四日収集された飼料の試験の結果の概要是、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年十一月一十八日

青森県知事 木村守男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 驗 結 果 の 概 要										備 考		
				粗たんぱく質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リノン %	揮塩基性素 性素	水溶性素 性素	D ペ消 化 率 %	C P %	T D N %	そ の 他 の 検 査 の 成 績 %	
青森飼料株式会社 青森工場 青森市青柳1丁目8 -31	同 左	まるは印配合飼料 かんりゅう ペール7	13.10	18.8	4.5	2.8	12.8	4.39	0.60	-	-	-	-	3,010	11.4	
		まるは印配合飼料 ロイヤルミニト	13.10	18.9	4.7	2.4	13.6	4.17	0.63	-	-	-	-	2,880	11.2	
		まるは印配合飼料 カーフスター	13.10	18.1	5.2	3.3	4.5	0.67	0.55	-	-	-	14.5	78.1	-	12.7
				21.5	4.6	2.6	5.4	0.71	0.61	-	-	-	18.4	72.5	-	12.8

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査においては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

有限会社 島守水産加工所 八戸市市川町字下場 49の9	同	左	高蛋白フィッシュミール シマミール	13.10	67.0	-	-	14.8	-	-	0.1	-	-	-	-	-	9.4
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24-9	同	左	NH牛肥育仕上用	13.10	13.1	5.6	4.9	4.6	0.74	0.45	-	-	-	11.0	77.1	-	13.0
			イトーチューンH17	13.10	16.3	6.3	2.8	13.0	4.25	0.61	-	-	-	-	-	2,890	11.6
			ノーサン印ブロイラー肥 育後期用	13.10	19.0	7.6	2.9	5.0	0.90	0.58	-	-	-	-	-	3,180	12.5
			ノーサン印ブロイラー肥 育後期用	13.10	21.0	8.0	2.5	6.1	1.22	0.64	-	-	-	-	-	3,150	12.5
			イトーチューン ニューグロア	13.10	13.8	5.2	3.8	6.9	1.55	0.82	-	-	-	-	-	2,850	12.6

青森県知事第六百四十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和三十六年法律第一〇四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事第六百四十九号

森林法(昭和三十六年法律第一〇四十九号)第一一十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 解除予定保安林の所在場所
北津軽郡小泊村字南泊山一番の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 保安林を解除しようとする理由
農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び小泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 保安林の所在場所
西津軽郡森田村大字大館字八重菊一四の一一一一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 保安林解除の理由
農道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び森田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(18)の地点
(17)の地点から三一八度〇三分〇〇秒一四・六九メートルの地点
(16)の地点
(15)の地点から二一三度一〇分一八秒八・一二メートルの地点
(20)の地点
(19)の地点から二〇八度二一分一六秒七・九七メートルの地点
(21)の地点
(20)の地点から二〇四度二一分〇四秒九・四五メートルの地点
(22)の地点
(21)の地点から一九九度一四分五三秒九・〇〇メートルの地点
(23)の地点
(22)の地点から一五九度一〇分一七秒一・三三メートルの地点
(24)の地点
(23)の地点から二三四度二二分〇六秒二・八三メートルの地点
(25)の地点
(24)の地点から二一四度四三分〇四秒〇・五七メートルの地点
(26)の地点
(25)の地点から二一三度四七分〇四秒三・〇〇メートルの地点
(27)の地点
(26)の地点から二二八度〇二分〇九秒〇・七四メートルの地点
(28)の地点
(27)の地点から二五度三〇分一四秒一・三八メートルの地点
(29)の地点
(28)の地点から三四七度一六分三三秒〇・七〇メートルの地点

3 面積

四六、九四一・二七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百五十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり
変更があるので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の
規定により告示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

黒石市大字横町一の二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

美術資料（「桃真盛り」を含む七点）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部美術館整備・芸術パーク構想推進室
青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十三年十月十一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社東急百貨店

東京都渋谷区道玄坂二丁目一四の一

六 契約金額

三千六百四十八万七千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所

黒石市大字横町一の二

工藤 修佐久

2 変更後の住所及び売りさばき場所

黒石市大字横町二五

ものである。

歯科技工士試験の施行

平成十四年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成十四年三月四日（月）
実地試験 平成十四年三月五日（火）

2 場所

青森市大字三内字稻元一二二の二
青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成十四年一月二十一日（月）から同月二十五日（金）まで。ただし、郵送による場合は一月二十五日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（電話〇一七一七三四一九二八七）に問い合わせること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、田子町土地改良区の定款の変更を平成十三年十一月十九日認可したので、同条第三項の規

定により公告する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十三年十一月十九日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

事業名 維持管理

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、芦ヶ沢地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十一月二十八日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十一月二十九日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

金木町役場

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十三年十一月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

表中

青森市沖館福祉館

“ 大字沖館字小浜六八の三 ”

青森市片岡福祉館

“ 大字大野字片岡六四の六 ”

青森市浜田福祉館

“ 旭町三丁目七の二〇 ”

青森市浜田福祉館

“ 大字浜田字豊田五一の一 ”

を

に、

を

青森市本町福祉館

“ 本町三丁目一の二〇 ”

八戸市旭ヶ丘会館

“ 八戸市旭ヶ丘一丁目一の一九 ”

蟹田町コミュニティセンター

“ 蟹田町大字中師字宮本八〇の一 ”

風のまち文化会館

“ 蟹田町大字中師字宮本八〇の一 ”

に改める。

を

に、

を

青森市浜田福祉館

“ 青葉二丁目八の一 ”

に、

発行年月日
番号

区分

番号

ページ

段

行

誤

正

正

誤

選挙管理委員会事務局